東 京 都 知 事　　殿

応募前確認書

　東京都が実施する東京ベイｅＳＧプロジェクト先行プロジェクト 2025年度公募への応募にあたり、公募要領の記載内容をすべて理解したこと、企画提案書に虚偽記載がないこと、及び下記の要件の全てを満たしていること、また事業期間が終了するときまで、必要な要件について引き続き満たすことを確認しました。

* 公募要領「３．応募資格」の要件を満たしていること。
* 申請日の前日から起算して過去５年間に、重大な法令違反等はないこと。
* 労働関係法令を遵守していること。
* 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
* 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また、固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
* 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間（特別条項を付帯した場合はその上限時間）を超える時間外労働をさせていないこと。
* 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第１３項に規定　する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
  + - 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
* 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
  + - あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
    - この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

* 民事再生法（平成１１年法律第２５５号）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、破産法(平成１６年法律第７５号)に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
* 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
* 国・都道府県・区市町村等から過去に補助事業の交付決定取消を受けておらず、法令違反等不正の事故を起こしていないこと。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　事業者所在地

　　　　　　　　　　　　　　　代表事業者名

代表者職・氏名

連携事業者名

代表者職・指名

連携事業者名

代表者職・指名

※押印不要